○経済産業省告示第百三十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第百九十三号（外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。ロにおいて「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の価格（ロにおいて「原油の上限価格」という。）以下のもの	するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の価格以下のもの
ロ　上限価格を定める外務省告示の改正により、上限価格を定める外務省告示別表1に定める原油の上限価格を引き下げた場合における当該改正の日の前日において上限価格を定める外務省告示別表1に定められている上限価格以下のもの（イに掲げるものを除く。）であって、令和七年十月十七日までに本邦において船卸しをするもの	（新設）
ハ　（略）	ロ　（略）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
備考　第二号の七及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。	備考　第二号の七及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象とな	(3)　原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象とな